



全国商工団体連合会発行
東京都豊島区目白
2丁目36番13号
郵便番号 171-8575
電話 03(3987)4391~5
FAX 03(3988)0820

全商連のホームページ

<http://www.zenshoren.or.jp>
全商連のEメール
info@zenshoren.or.jp
全国商工新聞のEメール
hensyu@zenshoren.or.jp



携帯
サイト

<http://www.zenshoren.or.jp/m/>

今週の紙面から

3面 坂戸民商ま
つりに2万人参加



ホシネ情報で経済 11年間続く異業種交流

群馬・前橋民主商工会(民商)は、異業種交流の場「経営者会」です。「商売を語る会」や会員の店で交流するなど内容は多彩なことも率直にアドバイスをする「交流に終わらせず、経営の力に決です。仲間の知恵と工夫、人生を学び、経営を発展させよう」

5月28日の経営者会 庄ホースなど、高庄ホ 術の泉関安+ 塾は「商売を語る会」。 ースの製作を手がける (69)。「ホー 講師は建設用重機の油 ホツカン高圧ゴム商会 さ、長さや口合



講師の話に聞き入る参加者

● 商売を語る会のテーマ

| 開催日 | テーマ(講師の業種) |
|---------|---------------------|
| 10年 5月 | 自主防犯の考え方 (防犯器具販売) |
| 10年 7月 | デジタル化の流れに乗る (カメラマン) |
| 10年 9月 | 全国レベルの生徒が (トリマー学校) |
| 10年 11月 | 分離発注方式 (建築設計) |
| 11年 1月 | 広告なしの秘訣 (ハウスクリーニング) |
| 11年 4月 | 喜ばれる対応を (パソコン修理) |
| 11年 6月 | 安くてよいお葬式をするには (葬祭) |
| 11年 8月 | 平和でこそその商売 (不動産) |
| 11年 10月 | お客さんとのふれあい (弁当宅配) |
| 11年 12月 | *修理屋*でありたい (ワープロ修理) |
| 12年 3月 | アフターケアが評判 (マシン修理) |

民主・自民・公明が消費税率引き上げ協議 増税談合は許さ

民・自・公3党が密室協議で増税法案採決を狙う情勢の中、全国商工団体連合会(全商連)は「消費税増税粉砕! 大宣伝行動」を呼びかけ、各地で連日の行動が広がっています。全商連宣伝カーは13都府県を回る宣伝キャラバンで訴えています(関連2面)。

1日、新宿駅西口で なくても財源はある」 「増税されたら本当

の出発宣伝には、28人 と訴え増税反対署名44 に困る」と署名したの

い人のためにで とはもったあ う」と不信の声 っていました。

全商連宣伝カ

安心

2012年国民平和
大行進(東京―広島)
が5月31日、静岡県か
ら愛知県に引き継がれ
ました。



「核兵器廃絶
シユプレヒコール
道に響かせました
やまに食堂前で
岡支部の飯村班が
の仲間と一緒に、
りの冷たい飲み物
る舞い激励しまし
(豊橋・安田二
信員)

張しています。東日本
大震災を利用して改憲
ムードをあげ、まず
は緊急事態条項と改正
要件の緩和を通す。そ
の上でいずれ9条など

2012年国民平和
大行進(東京―広島)
が5月31日、静岡県か
ら愛知県に引き継がれ
ました。

集会では全商連旗を
静岡の代表から愛知県
商工団体連合会(県連)
の太田義郎会長が、全
婦協旗を豊橋民商婦人

部の山本しず江部長
(58)建設コンサル
タントらに受け取り
ました。写真。

「基本合意」で違憲訴訟
提訴に共感した国が、こ
れを守らないことは、違
憲の疑いのある状態を追
認していることになるで
しょう。

視点

障害者自立支援法の問題点

障害を自己責任とし、
生活の根幹にかかわるこ
とにすら自己負担を強
い、障害者の生活する人
間関係を「サービスと対
価」に分断する同法は、
憲法13条、14条、25条に
反するといえます。つま
り、障害者を、基本的人
権を享有する主体ではな
く、自立を支援する客体
として扱っているのが障
害者自立支援法です。同
法は、「サービスをお金
で買う」という発想で2
005年10月31日に成立
しました。障害を自己責
任とし、障害者の権利行
使である福祉に利用者負
担を課したのです。同法
により、障害者は自費の
念にかられ、福祉の利用
自体をやめてしまった人
すらいます。

団・弁護士との間で、応
益負担、障害者自立支援
法廃止を約束した「基本
止の約束を直接聞きまし
た。

「基本合意」では、障
害者の尊厳を傷つけたこ
との反省を踏まえた今後
の施策の立案・実施など
が約束されました。政府
は、障害当事者が構成す
る障がい者制度改革推進
会議に新法の検討をさせ、
2011年8月、同
会議から「骨格提言」を
受けました。そこでは障
害者権利条約と「基本合意」
が二つの指針となってい
ます。

新法は、障害者が権利
の主体となる法律でなけ
ればなりません。現行法
の、できないことを積み
重ねて決まる「障害程度
区分」や障害と負担を結
びつける「応益負担」は、
障害者を支援、給付を受
ける客体としかみていま
せん。

もし、私たちが、いわ
れなく鍵を閉められ、真
っ暗にされ、動けなくな
ったら、鍵をあげ、照明
をつけることを当然に求
めるでしょう。それにお
金を払うことは納得し
ないでしょう。これ
は、身体、視覚、聴覚な
どの障害がある人でも同
じです。

ところが、驚くことに、
今般、厚生労働省から
「改正」法案が出され、
「基本合意」時の政権与
党である民主党が了承
し、「障害者総合支援法」
として国会に上程される
に至りました。

障害者権利条約批准の
観点からも、障害者は権
利主体としなければいけ
ないはず。権利主体
としてその基本的人権行
使に課金されることなど
あってはならないこと
です。

応益負担を廃止し、障
害に伴う必要な支援は原
則無償とする制度こそ
が、国民全員の基本的人
権を尊重するものにほか
ならないのです。

いまま、日々、社会の
バリアに阻まれながら生
活している障害者のため
にも、一刻も早い「基本
合意」の実現を願ってや
みません。

弁護士 柴野 和善



ところが、障害者
自立支援法では、障
害者の援助を必要と
すればするほど、利
用者負担が増える応
益負担となっていま
す。「障害」とは、
援助がないため当た
り前に生活すること
を阻んでいる社会の
バリアであり、その
バリアの除去こそ共
生社会のはずです。

障害者らは、同法を違
憲だとして全国一斉提訴
に及びました。同法成立
からちょうど3年後の2
008年10月31日のこと
です。

訴訟提起後、国は、2
010年1月7日、原告

障害を自己責任にせず 原則無償の支援制度に

合意」を締結し、裁判は、
「基本合意」を確認する
訴訟上の和解で終了しま
した。同年4月21日の東
京地裁の期日終了後に
は、全国の原告団・弁護